

# 剣道称号「教士」審査会要項

熊本県剣道連盟

## 1. 申込対象者

- (1) 平成28年度の熊本県剣道連盟の年会費を納入し、登録会員であること。
- (2) 熊本県剣道連盟称号・段位審査規則第19条、第20条第2項及び別表1の(2)に該当し、加盟剣道連盟会長より推薦された者。
- (3) 剣道錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成26年11月30日以前に取得）した者。

## 2. 申込方法

- (1) 受審希望者は、称号審査申請書及び所定の教士受審申請書（自筆、顔写真貼付、パソコン不可）を添え加盟団体事務局を通して申込むこと。
- (2) 年齢基準は審査当日（11月23日）とする。

## 3. 申込締切

熊本県剣道連盟      平成28年8月30日（火）

## 4. 県剣連の推薦

- (1) 本連盟称号・段位審査規程に基づいて、全剣連会長に候補者として推薦する。
- (2) 県剣連会長は、申込者が称号・段位審査規則第10条第2項の付与基準に該当し、かつ、同実施要領の「教士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

## 5. 審査の方法

県剣連会長から推薦のあった候補者について、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全および剣道に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し合否を決定する。

- (1) 筆記試験日時                      平成28年11月12日（土）  
    受付開始・終了                      12時30分～午後1時  
    筆記試験開始・終了                  午後1時30分～午後4時30分（予定）
- (2) 筆記試験会場                      北海道・東京都・愛知県・兵庫県・福岡県の5か所で実施。

北海道会場              北海道立総合体育センター

（北海道札幌市豊平区豊平5条11丁目1-1）      電話011-820-1703

交通機関

●札幌市営地下鉄豊平線「豊平公園駅」下車 改札口直結

●バス JR「札幌駅」から北海道中央バス（白石・清田・西岡・平岡方面）乗車  
豊平3条12丁目下車 徒歩5

東京都会場              弘済会館 4階 会議室

（東京都千代田区麴町5丁目1番地）      電話03-5276-0333

交通機関

●JR総武線、中央線「四谷駅」下車 麴町出口から徒歩5分

●地下丸ノ内線、南北線「四谷駅」下車 1番出口から徒歩5分

●地下有楽町線「麴町駅」下車 2番出口から徒歩5分

●バス 新宿西口～三宅坂、晴海埠頭～四谷「麴町5丁目」下車 徒歩1分

愛知県会場 ウィンク あいち（愛知県産業労働センター）  
（愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38） 電話052-571-6131  
交通機関  
●JR・地下鉄・名鉄・近鉄「名古屋駅」桜通口からミッドランドスクエア方面  
徒歩5分

兵庫県会場 神戸市勤労会館  
（神戸市中央区雲井通5丁目1-2） 電話078-232-1881  
交通機関  
●市営地下鉄・JR・阪急・阪神・ポートライナー 各「三宮駅」から東へ徒歩5分

福岡県会場 TKPガーデンシティ博多（アネックス）  
（福岡市博多区博多駅前4-11-18 ホテルサンライン福岡博多駅前  
2F） 電話092-433-0520  
交通機関  
●JR・市営地下鉄「博多駅」博多口から徒歩5分  
●西鉄バス 駅前4丁目バス停前

※ 試験会場に、車での来場は一切禁止とする。

- (3) 試験方法については、後日、県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」平成28年9月号  
および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に  
掲載される。
- (4) 試験会場への携行品 ・筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）
- (5) 審査会期日 平成28年11月23日（水）

6. 審査料 32,000円

## 7. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書が県剣道連盟に送付されるほか、後日、全剣連月  
刊「剣窓」平成29年1月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に合格者の氏名が掲載される。

## 8. 個人情報保護法への対応

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称  
号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および当連盟が実施する本審査会運営のために利  
用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わ  
せ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表されることがある。更に、剣道  
の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

## 9. 注意事項

受審者が不正行為をした場合、試験官はその行為を確認のうえ、試験会場より退場し  
てもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

## 10. その他

教士号受審者の推薦は、審議委員会に諮った後、全剣連へ推薦する。締切期日厳守の  
こと。